

教育委員会会議録要旨(令和4年第21回)

定例会	日時	令和4年11月8日(火) 午後1時30分
	場所	明石市役所分庁舎4階教育委員会室
出席者	委員	北 條 英 幸 教 育 長 橋 幸 男 委 員 柏 木 輝 恵 委 員 橋 本 彰 則 委 員 川 本 まり子 委 員
	事務局	村田局長 田辺室長 桑原次長(指導担当) 新田次長(給食担当) 西山総務担当課長 亀山学校管理担当課長 山下学校給食課長 小島学校教育課長 小和児童生徒支援課長 武田情報化推進担当課長 今村こども育成室施設担当課長

次 第

○議案

議案第 29 号 令和 4 年度明石市一般会計補正予算（12 月）につき要請のこと

○報告事項

1. 令和 5 年度明石市立学校教職員異動方針について
2. 令和 3 年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」明石市の状況について
3. 2022 年（令和 4 年）「いじめ防止月間」について

開催

（北條教育長）

それでは、ただいまから、令和 4 年第 21 回定例会を開会します。
本日の署名委員は、橋委員をお願いします。

本日の議事についてですが、議案第 29 号「令和 4 年度明石市一般会計補正予算（12 月）につき要請のこと」は、「教育予算その他議会の議決を経るべき事項についての意見の申し出に関する事項」として、教育委員会会議規則第 13 条第 1 号により、また、報告事項 1「令和 5 年度明石市立学校教職員異動方針について」は、「教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱いに関する事項」として、報告事項 2「令和 3 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」明石市の状況について」は、「その他傍聴を認めることにより、個人の権利の侵害のおそれがある事項又は教育行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがある事項」として、教育委員会会議規則第 13 条第 2 号により非公開とし、最初に審議してよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なし

（北條教育長）

議案第 29 号、報告 1 及び報告 2 を非公開といたします。それでは、本日の審議を始めます。

議案第 29 号「令和 4 年度明石市一般会計補正予算（12 月）につき

要請のこと」について、説明をお願いします。

(田辺室長) (説明)

(亀山課長) (説明)

(小島課長) (説明)

(北條教育長) 何かご意見やご質問などがありますでしょうか。

(各委員) (質疑・意見交換)

(北條教育長) 議案第 29 号を承認としてよろしいでしょうか。

(各委員) 異議なし

(北條教育長) 議案第 29 号を承認いたします。

次に、報告事項 1「令和 5 年度明石市立学校教職員異動方針」について、報告をお願いします。

(小島課長) (説明)

(北條教育長) 何かご意見やご質問などがありますでしょうか。

(各委員) (質疑・意見交換)

(北條教育長) 次に、報告事項 2「令和 3 年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」明石市の状況について」報告をお願いします。

(小和課長) (説明)

(北條教育長) 何かご意見やご質問などがありますでしょうか。

(各委員) (質疑・意見交換)

(北條教育長) それではこれより公開案件の報告となります。

傍聴者が 10 名おりますので、入室させます。

報告事項 3「2022 年（令和 4 年）「いじめ防止月間」について」、説明をお願いします。

(小和課長) 報告事項 3「2022 年（令和 4 年）「いじめ防止月間」について」、報

告させていただきます。

明石市の教育委員会では、特にこの11月を「いじめ防止月間」と位置付けまして、重点的に啓発をおこなっております。

主な取組みといたしましては、(1)いじめ防止啓発作品の展示を行っています。市役所2階ロビー、イオン明石2番街「シーパーク」2階において、いじめ防止啓発ポスター、標語の入賞作品を展示しております。今回は、ポスター12点、標語の部門は児童生徒部門が10点、大人が4点入賞という結果になりました。

この展示につきましては、親子で観に来られたり、買い物途中の方が立ち寄られるなど、例年たくさんの市民の方に、ポスターと標語をご覧いただいております。

続きまして、(2)いじめ防止啓発作品の表彰について、ですが、コロナ以前は、市役所の2階ロビーで表彰式を行ってございましたが、昨年度より、当該児童生徒の通学する学校において、直接、入賞者に優秀賞を手渡しで表彰しております。

続きまして、(3)「いじめ防止月間」啓発ポスターの配布です。お手元にもお配りしていますこちらのポスターですが、ハッピースマイルキャンペーンということで、夏休みから公募した結果、100名前後の応募がございました。全て明石の子どもたちです。

ポスターは学校、コミセン、教育機関等で掲示しております。

(4)「いじめ防止月間」の各学校における取組の推進ですが、夏休み中の7月27日に行いました「明石こどもサミット」で「今のいじめについて考える」というテーマのもと、スマホや携帯、SNSによるいじめについて、加害者にも被害者にもならないように、子どもたちだけで、できる取組について話し合いを行いました。それを受けまして、

各校で児童会や生徒会を中心に、様々な取組を行っていただいている
ところでは。

続きまして、(5)「いじめストップあかし！」横断幕の掲示、(6)い
じめ防止啓発パトロールも行っております。以上です。

(北條教育長)

何かご意見やご質問などはありませんでしょうか。

(柏木委員)

(4)の各学校における取組の推進のところ、特色のある取組につ
いては紹介されるということでしたが、実際の特色のある取組ついて
具体的な事例を教えてください。

(小和課長)

本来であれば夏休みに、全小・中・養護学校を対象としていじめサ
ミットを開くところを、ここ 2 年間くらいは全校集めることができ
ず、人数制限をした中ではございますが、特にサミットに参加された
学校は、4 月から 3 月まで、年間を通していろいろと取組をされてい
ます。

特にこの 11 月の重点取組ということでは、例えば中学校では、保
護者と生徒を対象にした研修会を計画する、ネットのトラブルについ
て、各クラスで話し合う時間を設ける、いじめ防止の標語やネットト
ラブル防止のための三箇条を作るなどの取組を行っています。

小学校では、画用紙や模造紙を使用し、いじめ防止に係る掲示物を
作成する、またルール三箇条というものを作り、例えば、スマホや携
帯トラブルについて、上級生の児童が下級生のクラスへ行って話をす
るなど、各学校で工夫した取組を行っています。

(橘委員)

3「期間中の主な実施事業」の(1)から(6)までは、ポスター、標語、
横断幕のような「啓発パトロール」活動ですよね。学校内の活動につ
いては(4)に書かれていますが、この防止月間の趣旨は、「学校・家庭・
地域が一体となっていじめ問題を解消する」「市民意識の高揚を図る」

とあります。

勿論ポスターや標語というのも大事だと思いますが、むしろ毎日の学校生活の中で、生徒あるいは教員たちが、どのような問題意識を持ち、検討し、取り組んでいるのかということ、保護者や地域の人が見る機会、一般市民が参加できる機会、そのような場を設けることこそ市民意識の高まりに繋がるのではないかと思います。

表面的な啓発活動と学校での地道な活動の両面が、非常に重要であり、地道な活動は11月の1ヶ月間といわずもっと長い期間になるでしょうが、むしろこの活動を一般の市民に知らせていくということが大事なのではないかと思います。

(桑原次長)

おっしゃる通りだと思います。過去の事例といたしまして、オープンスクールや授業参観で、いじめや人権問題をテーマにした授業を行い、保護者や地域の方にも参加していただき、一緒に考えてもらうという取組を行ったこともあります。これからは、そういった発信力というものも大事にしていきたいと思っています。

(川本委員)

まず、「明石子どもサミット」についてですが、残念ながらコロナによる人数制限がある中、参加された学校では、それぞれ取組をしているということですが、やはりこれからは、1校当たりの参加人数を制限し、全校に参加してもらい、それぞれの学校に持ち帰ってもらうという方向にしていきたいと思っています。

次に、市民意識の高揚については、残念ながら大人の世界にもいじめはあって、実際に、社会人のいじめ、職場でのいじめなどに対して取り組んでいる部署が市役所にもあると思うのですけれども、そういったところと連携していくということも、子どもにとって勉強になるのではないかと感じました。

(北條教育長)

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第21回定例会を終了いたします。

(14:30 閉会)